

群馬県心身障害者福祉センターのご案内

18歳以上の方を対象に、身体や知的に障害のある方に関する相談や判定を行っています。

所在地 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12

(群馬県社会福祉総合センター 2階)

電話 027-254-1010 ファクス 027-254-2299

身体障害に関すること（身体障害係）

■ 相談・判定日（予約の窓口はお住いの市町村です。相談・判定に関する費用は無料です。）

相談・判定		受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)		
一般相談		月～金曜日	9:00～17:00	随時
医学的判定	整形外科	毎月第1・2・3・4火曜日	10:00～12:00	予約制
		毎月第3木曜日	13:00～15:00	
		毎月第1・2・4木曜日	14:30～16:30	
	眼科	毎月第3木曜日	13:00～15:00	
	耳鼻科	毎月第1・2・4木曜日	13:00～15:00	
		毎月第3水曜日	9:30～11:30	
内科	毎週水曜日	11:00～13:00		

※都合により変更になることがあります。

～市町村と連携して以下の事業を実施しています～

◆ 巡回相談等

遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談(整形外科)や在宅重度身体障害者訪問診査を行っています。

◆ 地域リハビリテーション事業

在宅生活相談

家庭を訪問し、介護方法・福祉機器の利用・住宅の改造等の相談を受け付けています。

◆ 身体障害者手帳交付事務、補装具や自立支援医療

身体障害者手帳の交付（前橋市・高崎市を除く）、補装具や自立支援医療の判定を行っています。

知的障害に関すること（知的障害係）

■ 相談・判定日（予約の窓口はお住いの市町村です。相談・判定に関する費用は無料です。）

相談・判定	受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)		
一般相談	月～金曜日	9:00～17:00	随時
心理学的・職能的判定 医学的判定（精神科）	毎週木曜日 毎月2回（水曜日） 毎月第1・2・4金曜日 毎月1回（火曜日）	10:00～15:00	予約制

※都合により変更になることがあります。

～市町村等と連携して以下の事業を実施しています～

◆ 巡回相談等

遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談や在宅訪問診査を行っています。

◆ 日常生活における相談

施設・事業所等における生活場面での困りごとについて、相談を受け付けています。
また、行動障害を呈する知的障害者について、その行動の背景や障害特性を見立て、支援に活かせるよう、施設等の職員に助言を行う「事例検討会（スーパーバイズ事業）」も実施しています。

◆ 療育手帳交付事務

療育手帳の判定と交付を行っています。

アクセス

○JR 利用 新前橋駅
エレベータ・エスカレータ有
東口徒歩 5 分

○バス利用
バス停（徒歩 1 分）
・滝川橋
・社会福祉総合センター前

○自動車
前橋インターチェンジから
3km
・構内駐車場 114 台
・専用駐車場が必要な
重度障害者の方は、
センターまでご連絡くだ
さい。

